

個人 番号								
----------	--	--	--	--	--	--	--	--

様式第1号

介護保険 要介護・要支援認定申請書

(宛て先)宇都宮市長 次のとおり申請します。

申請年月日 令和 年 月 日

被 保 險 者 へ 認 定 を 受 け る 人	被保険者 番号				申請区分 ※該当に○ 新規・更新・変更・介護・転入 (要支援者の変更申請は介護申請に○)
	フリガナ				生年月日 大・昭 年 月 日
	氏名				年齢 満 歳 性別 男・女
	被保険者 住 所	〒 - 宇都宮市	電話番号	- -	
現在(前回)の 要介護認定の 結果等	要支援 1・2 要介護 1・2・3・4・5 認定有効期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 ※14日以内に他市町村から転入した者のみ記入 転出元自治体(市町村)名() 現在 転出元自治体に要介護・要支援認定を申請中ですか。 はい・いいえ 「はい」の場合 申請日 令和 年 月 日				
変更申請の理由	※変更申請・介護申請の場合のみ記入				
訪問調査先 (住所と異なる とき記入)	介護保険施設・医療機関等の名称(入院・入所している)			入院日: / 退院日: / 病棟 階	
訪問調査予約 連絡先	所在地 〒 -	電話番号 - -			
調査立ち会い	氏名 (続柄等) 電話番号 - -	希望連絡時間帯 (9時~16時) 午前 午後			
主治医 所在 地	する・しない 立会人氏名() 続柄等() 連絡先 - -				
提出代 行者	医療機関名 (診療科名) 所在地 〒	() 電話番号 - -	(フルネーム・フリガナ) 主治医の氏名	() 最終受診 年月 令和 年 月	
名 称	該当に○(地域包括支援センター・居宅介護支援事業者・指定介護老人福祉施設・介護老人保健施設・指定介護療養型医療施設・介護医療院)				
所 在 地	電話番号 - -				

医療保険証種別等に丸を付け、下記の情報を記入してください(国保・後期高齢・社保・生保(丸のみ))

記号	番号	枝番	取得年月日	昭・平・令 年 月 日
医療保険者名	医療保険者番号			
特定疾病名(40歳から64歳まで)	被保険者名(社保)			

同 意 に つ い て	①【情報提供】介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営及び高齢者サービスのために必要があるときは、要介護認定・要支援認定にかかる調査内容、介護認定審査による判定結果・意見、及び主治医意見書を、本市から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者若しくは介護保険施設、主治医意見書を記載した医師又は認定調査に従事した調査員に提示すること。 ②【更新申請の場合のみ】申請から30日以内に認定がされない場合、現在の有効期間内であれば、認定延期通知を省略すること。 上記①、②について同意します。				
	(代理人氏名) (本人との続柄)				
本人署名					

使 者	(続柄等)			処理	受付	被保険者証 回 収	入 力	※ 備考
※ 連絡事項等					済・未 再交付			

こちらより下には、なにも記載しないでください。

《申請にあたっての注意事項》

- 1 主治医（かかりつけの医師）に、認定（新規・更新・変更・介護）申請を行ったことを伝えください。認定に必要な「意見書」の作成のため、主治医より診察を受けるよう指示がある場合があります。
- 2 「医療保険被保険者証」をご持参ください。また、第2号被保険者の方は、主治医欄には「特定疾病の治療を受けている医師」についてご記入ください。
- 3 申請後に市の「訪問調査員」が、認定に必要な「訪問調査」を行います。自宅などを訪問し、心身の状況や日常生活の聞き取り調査を行います。いつお伺いしたらよいか、訪問調査員から「訪問日」「時間帯等」の連絡（打ち合わせ）の電話をおかけします。
- 4 介護サービス計画又は介護予防サービス計画の作成を依頼する「指定居宅介護支援事業者」又は「地域包括支援センター」が既に決まっているときは、「居宅サービス計画作成依頼届」を申請と同時に提出することができます。
- 5 交通事故などの第三者の行為によって保険給付を受けた場合には、市が第三者に対して損害賠償請求権を取得するため、給付発生原因が第三者の行為による傷病によるものか、次に掲げる方法により調査します。
 - (1) 「訪問調査票」の閲覧
 - (2) 「国民健康保険法施行規則第32条の6」及び「老人保健法施行規則第30条」に基づく届出書の閲覧

《変更申請にあたっての注意事項》

- 1 介護保険の要介護度は、介護の必要の度合を示すものであるため、必ずしも病状の重い方が、「要介護度が高い」とは限りません。

※例えば、意思疎通ができない寝たきりの方より、ある程度身体の状態がしっかりした方のほうが、声かけやりハビリテーションが必要となるため、介護の必要量が多くなるからです。

このため、心身の状況が悪化した場合でも、要介護度が変更にならない場合や、要介護度が低くなる場合があります。
- 2 変更になった要介護度は、申請日にさかのぼって適用されますので、介護サービス計画の作成を「指定居宅介護支援事業者」又は「地域包括支援センター」に依頼している場合は、事業者にご連絡ください。

なお、要介護度が変更になった場合、申請日の翌月から自己負担額が増えるときがありますので、ご注意ください。
- 3 有効期間満了の「60日以内」に「要介護・要支援認定変更申請」をされた方で、認定結果（要介護度）に変更がなかった場合、「要介護・要支援更新認定申請」を行ったものとみなします。